

岩手県告示第 950 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 12 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 重茂半島線
- 2 供用開始の区間 宮古市重茂第 11 地割 10 番 1 地先から 5 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 12 月 22 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 12 月 22 日から平成 22 年 1 月 22 日まで